

地域 9月は「高齢者見守り強化月間」 地域で高齢者を温かく見守りましょう

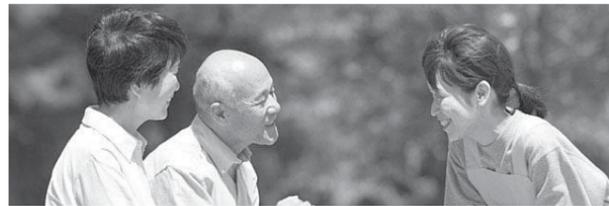
問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111 (内線3432) 記事ID 0035493

高齢者のなかには、困っていてもすぐに「助けて」と言えない人もいます。そういった状況に気づくには、皆さんが日頃から地域に目を向け、高齢者やその家族が孤立しないようお互いに声を掛け合うことが大切です。

もしご近所の高齢者の様子が「いつもと違う」「何かおかしい」と感じたときは、どんなに小さな気づきでも、地域包括支援センターにご相談ください。

誰でもできる！日頃からの見守り運動

- 「あいさつ」ご近所で声を掛け合いましょう。
- 「気くばり」高齢者をさりげなく思いやりましょう。
- 「助け合い」お互いさまの心で、地域で助け合いましょう。



ご近所の高齢者にこんな異変はありませんか？ — 見守りのポイント —

本人に会ったときに…

- 顔色が悪い、具合が悪そう
- 同じことを何度も言ったり尋ねたりする
- 暴言を吐くなど性格が変わった
- 慣れた道で迷っている
- 天気や季節に合わない服装や汚れた服を着ている
- 不自然なところに傷やあざがある
- 介護者が疲れている



住まいの外側から…

- 郵便物や新聞がたまっている
- 何日も同じ洗濯物が取り込まれていない
- 暗くなっても電気がつかない日が続いている
- 普段見かけない人が出入りしている
- 家の中から怒鳴り声や大きな物音が聞こえる

よく見かける場所で…

- お店などで会計がうまくできない
- 参加していた集まりに来なくなった、長い間会わない

医療 9月9日は救急の日です 医療機関は適切に受診しましょう

問い合わせ 村上地域振興局健康福祉部（村上保健所）地域保健課 ☎53-8368

近年、「夜間の方がすいているから」「昼間は仕事があるから」などの理由で、軽い症状でも休日や夜間に病院の救急外来を受診する方が増える傾向にあります。このため、救急外来が混み合い、命に関わるような重症患者への対応が遅れてしまうことが懸念されています。

身近な地域の救急医療体制を守るためには、医療機関を適正に利用するという住民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。

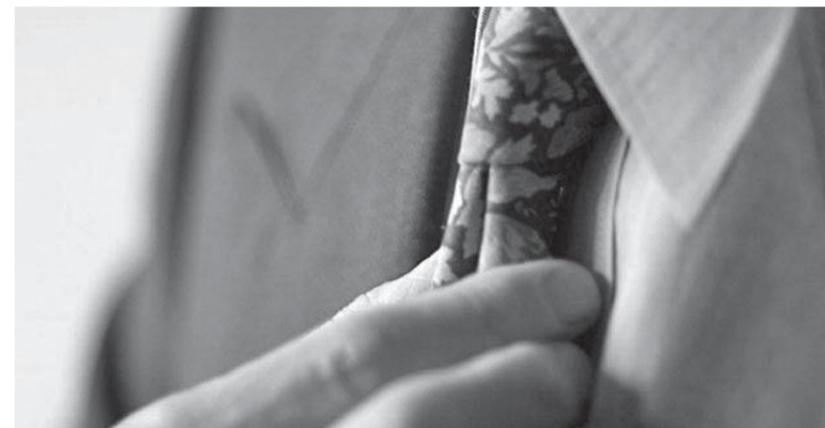
平日の夜間および日曜日、祝日、年末年始に急な受診が必要な場合は、村上市急患診療所が内科・小児科の診療を行っておりますのでご利用ください。



また、LINEアプリからAI救急相談ができるようになりました。急な病気やケガのとき、LINEから受診の必要性があるか相談ができます。AIによるチャット相談なので、24時間対応可能です。もしもの時に備えて、ぜひ登録をお願いします。

詳しくは下記のURLもしくは二次元コードからご確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/aikyukyu/>



成年年齢が18歳に引き下げられたことで、高校生や大学生でも成年に達していれば、親の同意を得なくても、自分の意志で契約ができるようになります。未成年者が親の同意を得ずに契約をした場合には、その契約を取り消すことができず（未成年者取消権）が、成年年齢が引き下げられたことにより、18歳、19歳は未成年者取り消しができなくなり、その契約に責任を負うこととなります。

契約にはルールがあり、安易に契約をするとトラブルに巻き込まれる可能性があります。若者は契約に関する知識や社会経験が少ないことから、成年に達したばかりの若者をねらう悪質な事業者は少なくありません。

トラブルに遭わないためには、契約に関するルールを理解し、その契約が本当に必要か考える事が大切です。

18歳(成年)になったらできること(一部)

- ・スマートフォン契約
- ・クレジットカード契約
- ・アパートの賃貸契約
- ・結婚（女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に）



20歳にならないとできないこと(一部)

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・競馬、競輪



消費者ホットライン188
イメージキャラクター



一人で悩まず、まずは相談！
困ったときは、消費者ホットライン「いやや」（局番なしの188）までお電話ください。

『おかしいなあ・・・』と思ったら、迷わずご相談ください

村上市消費生活センター ☎53-2111 (内線2233、2234) FAX53-2541

※専門の相談員がいます

荒川支所地域振興課 ☎62-3103

朝日支所地域振興課 ☎72-6885

神林支所地域振興課 ☎66-6112

山北支所地域振興課 ☎77-3112

お役立ちくらしの情報 ⑤7
満18歳から大人(成年)です
大人(成年)になると何がかわる？
問い合わせ 市民課生活人権室 ☎53-2111 (2233、2234) 記事ID 0046739